

新発田市スポーツ協会振興賞（市島賞）表彰規程

（趣旨並びに目的）

第1条 この規程は、元新発田市体育会故市島仙三氏の遺志により、本市スポーツ振興のためになされた寄付行為を将来ともに顕彰し、且つその寄附金の運用に公正適正を期するために制定し、本市スポーツの振興と普及に功績顕著な者を表彰し、生涯スポーツの発展を図ることを目的とする。

（表彰の要件）

第2条 この規程により表彰を受ける者は、次の一に該当する者の中から審査するものとする。

- (1) 新発田市スポーツ協会（以下「本会」という。）又は社会教育関係団体から特に生涯スポーツの振興と普及に功績があり推薦を受けた者。
- (2) その他功績顕著な者。

（審査及び表彰者の決定）

第3条 審査は、本会表彰規程による審査委員会がこれにあたるものとする。

2 表彰者の決定は、審査委員会の決定に基づいて会長が理事会に報告し承認を得なければならない。

（経費）

第4条 この規程に基づく一切の経費は、市島スポーツ振興基金（以下「基金」という。）をもってあてる。

（基金の管理）

第5条 基金は、本会が特別会計として管理する。

（補則）

第6条 この規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が特別に定める。

附則

この規程は、昭和52年1月24日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。